

名古屋市立小・中学校における 小規模校対策に関する基本方針

～子どもたちのよりよい教育環境のために～

平成22年3月
名古屋市教育委員会

目 次

1	基本方針の策定にあたって	1
2	市立小・中学校の現状について	2
	(1) 児童・生徒数及び小・中学校数の推移	
	(2) 小・中学校の学級数の状況	
	ア 平成21年度 学級数別学校数の内訳	
	イ 学級数別学校数の推移	
3	小規模校対策の必要性について	4
	(1) 小規模校の長所	
	(2) 小規模校の短所	
4	小・中学校の適正規模について	6
	(1) 望ましい学校規模（適正規模）	
	(2) 学校規模適正化の対象	
	(3) 学校規模適正化の方法	
	(4) 通学距離	
5	小規模校対策における学校規模適正化の進め方について	7
	(1) 対象校選定の考え方	
	(2) 対象校の優先順位	
	(3) 具体的な進め方	
	(4) 実施計画の策定	
6	小規模校対策における学校規模適正化を実施する際の留意点	10
	(1) 児童への配慮	
	(2) 通学の安全	
	(3) 保護者、地域との連携・協力	
	(4) 統合後の校舎・校地の活用	
	(5) 既に統合を実施した学校	

1 基本方針の策定にあたって

名古屋市では、少子化に伴って児童・生徒数が減少しています。特にいわゆる都心部と呼ばれる地域の減少は著しく、クラス替えができない小規模校が増加しています。

本来、学校は、多くの児童・生徒がともに生活して、学習や遊びの中でお互いに協力し合い、切磋琢磨し合いながら、様々なルールを学び、社会性や生涯にわたる学習基盤を身に付けていく場です。小規模校では、友達が限られ、競い合ったり、高め合うことが難しかったり、あるいは、児童・生徒同士の人間関係が崩れると、その修復が困難になったりするなどの課題があります。

名古屋市教育委員会では、平成10年8月の名古屋市学校教育研究協議会の答申を受け、将来的にも児童数の増加の見込めない学校で1学年1学級の小学校、いわゆる単学級校を対象に学区やPTAの会合において、順次説明や意見交換を行ってきました。これまでに本陣・則武・亀島小学校を統合し、平成14年4月にほのか小学校を開校しました。また、平成22年4月には、新明・六反小学校を統合し、笹島小学校を開校する予定をしております。しかし、その他の学校においても小規模化の状況下にあるため、児童・生徒にとってよりよい教育環境を目指し、さらなる学校規模適正化に向けて対策を進めていく必要があると考えました。

そこで、教育委員会は、平成20年9月に、学識経験者、保護者・地域の代表、市立学校の校長・教員の代表などで構成する「名古屋市学校教育研究協議会」を設置し、小・中学校の学校規模のあり方について検討を行ってきました。

そして、平成21年9月に協議会から、名古屋市における小・中学校の適正規模、学校規模適正化の対象などの検討結果が報告されました。

教育委員会では、この協議会からの報告を踏まえ、小規模校対策に関する基本方針を策定いたしました。

この基本方針に基づいて、小規模校における児童・生徒にとってよりよい教育環境の提供に努めてまいります。

2 市立小・中学校の現状について

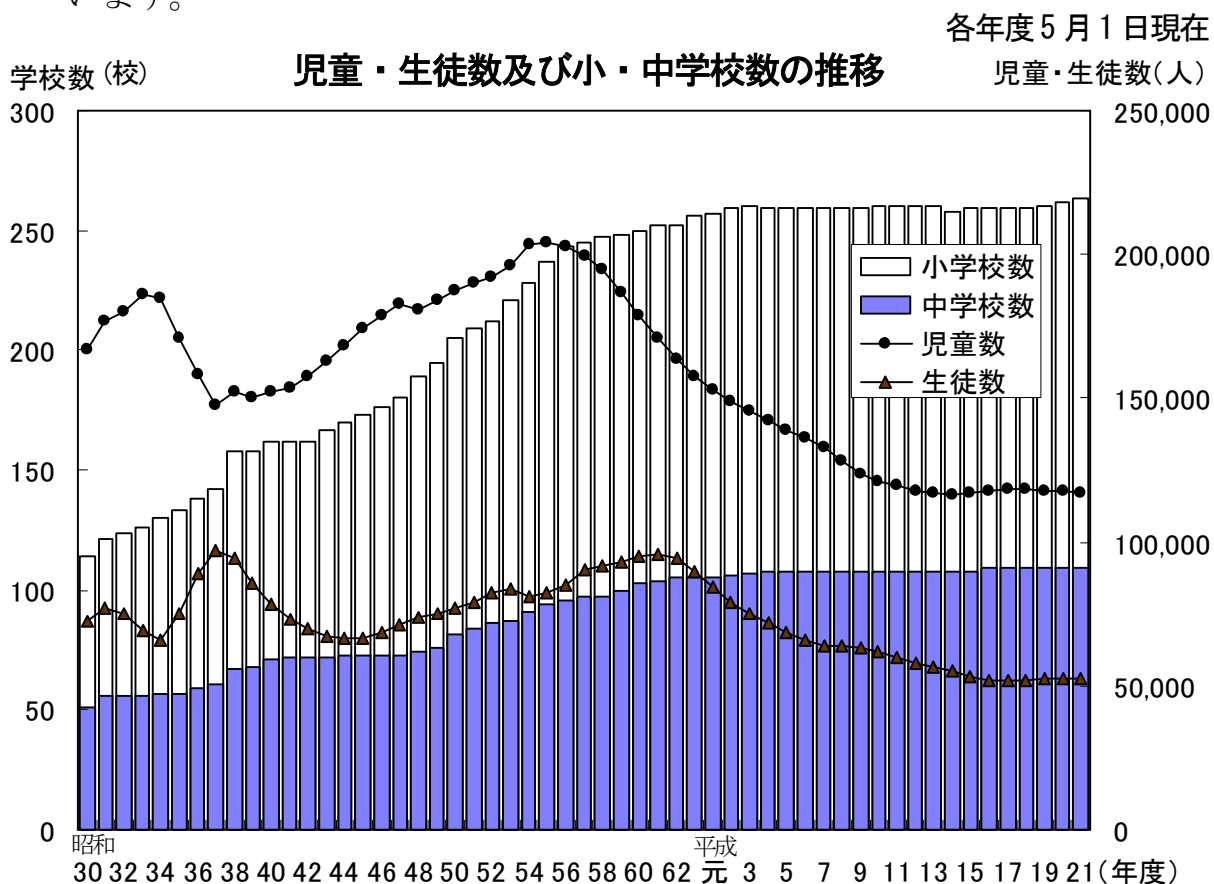
(1) 児童・生徒数及び小・中学校数の推移

昭和30年以降の名古屋市の児童・生徒数の推移をみると、小学校では、昭和55年度に204,249人、中学校では、昭和37年度に96,856人とそれぞれピークを迎えました。

小学校では、昭和56年度以降減少し始め、平成21年5月1日現在の児童数は、116,934人となっています。ピーク時と比較すると、児童数で、87,315人、割合にして42.7%の減少になります。

中学校では、昭和62年度以降減少し始め、平成21年5月1日現在の生徒数は、52,648人となっています。ピーク時と比較すると、生徒数で、44,208人、割合にして45.6%の減少になります。

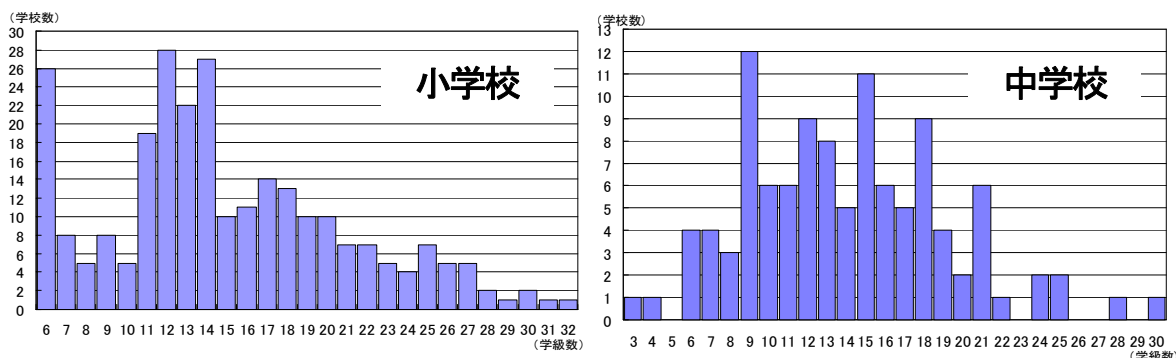
学校数は、児童数がピークであった昭和55年度では、市内の小学校数は237校あり、生徒数がピークであった昭和37年度の中学校数は61校ありました。児童・生徒数が減少に転じた後も、郊外の宅地開発地域などにおいては、児童・生徒数の増加に対応するため、計画的に学校を新設してきており、平成21年度の学校数は、小学校263校、中学校109校となっています。



(2) 小・中学校の学級数の状況

(特別支援学級を除く)

ア 平成21年度 学級数別学校数の内訳



イ 学級数別学校数の推移 (児童・生徒数のピーク時・10年前との比較)

	年度	学級数				合計
		6以下	7～11	12～24	25以上	
小 学 校	昭和55年度	2校 (0.8%)	6校 (2.5%)	153校 (64.6%)	76校 (32.1%)	237校 (100%)
	平成11年度	18校 (6.9%)	44校 (16.9%)	188校 (72.3%)	10校 (3.9%)	260校 (100%)
	平成21年度	26校 (9.9%)	45校 (17.1%)	168校 (63.9%)	24校 (9.1%)	263校 (100%)

	年度	学級数				合計
		5以下	6～8	9～18	19以上	
中 学 校	昭和37年度	3校 (4.8%)	1校 (1.6%)	5校 (7.9%)	54校 (85.7%)	63校 (100%)
	平成11年度	1校 (0.9%)	4校 (3.7%)	75校 (69.4%)	28校 (25.9%)	108校 (100%)
	平成21年度	2校 (1.8%)	11校 (10.1%)	77校 (70.6%)	19校 (17.4%)	109校 (100%)

上の表は、平成21年度の小・中学校の学級数の状況、本市における児童・生徒の最も多い年度及び10年前と平成21年度の学級数の比較です。

小学校では、6年間全くクラス替えのできない1学年1学級の学校が、昭和55年度では2校(0.8%)ありましたが、平成11年度では18校(6.9%)、平成21年度では26校(9.9%)に増えてきています。11学級以下の学校もここ10年減っておらず、全体としてクラス替えのできない学校が増えています。中学校では、全学年でクラス替えのできない5学級以下の学校が昭和37年度では3校であったものが、平成11年度では1校、平成21年度では2校とほぼ横ばいとなっています。

3 小規模校対策の必要性について

名古屋市学校教育研究協議会では、小・中学校の学校規模のあり方の検討に際し、小規模校に勤務する教員365名のアンケート調査を実施しました。その結果、以下のような小規模校の長所・短所の集約がなされました。

(1) 小規模校の長所

- ・ 学校行事で、すべての児童・生徒に活動の場を与えやすい。
- ・ 他学年間の交流が、図りやすい。
- ・ 一人ひとりの児童・生徒にきめの細かい指導がしやすく、児童・生徒のよさを十分に理解して指導にあたることのできる家庭的な雰囲気がある。
- ・ 児童・生徒に自主的・意欲的に行動する態度を育てやすい。
- ・ 児童・生徒の個々の特性や学校教育目標や努力点について、全教員の共通理解を図りながら運営しやすい。

(2) 小規模校の短所

- ・ 1学年1学級のいわゆる単学級の学年では、クラス替えができない。
- ・ 運動会・体育大会、学芸会・文化祭などでの児童・生徒の種目や演目に限界がみられ、役割分担の負担が大きくなりやすい。
- ・ 音楽、保健体育などの教科において、集団での演奏や競技などのグループ分けが難しくなる。
- ・ 児童・生徒の交友関係が固定化されやすい。
- ・ 学級内でのけんかやトラブルで人間関係がこじれた場合、修復が難しい。
- ・ 学校行事や児童会・生徒会・委員会活動などで児童・生徒の役割・位置付けが固定化されやすい。
- ・ 児童・生徒の興味・関心に対応した多様なクラブ活動や部活動を実施することが難しい。
- ・ 児童・生徒に互いに競い合ったり、高め合ったりする切磋琢磨する態度を育てにくい。
- ・ 教師一人当たりの分掌事務量が多くなるとともに、分掌が固定する傾向がある。
- ・ 教員の出張や欠勤などがあった場合、補欠授業が組みにくい。

学校は、児童・生徒が知識や学力を身に付けるだけでなく、集団の中で豊かな人間関係を築き、様々なことを学習しながら体力の向上や自主・自立性、社会性を育てていく場です。また、児童・生徒の人格形成面においても、グループ活動や部活動、学校行事などを通して人間性、協調性を育む場でもあります。

アンケート調査結果から明らかなように、小規模校では、クラス数や児童・生徒の数も少ないことから児童・生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導ができ、児童・生徒、教員、保護者を含めて互いの結びつきが深くなることから家庭的な雰囲気があるといった面があります。

その一方で、クラス替えが困難であることから、児童・生徒同士の序列化や人間関係が固定化される傾向があります。また、配置される教員数が少ないため、一人の教員の負担が大きくなったり、一人の児童・生徒を複数の教員の目で見ることが難しかったりするなどの面もあります。

現在、小規模校では、小規模校の課題を軽減し、よさを活かすように、積極的に他学年との交流活動や保護者とともに学校行事を実施するなど、教員の創意工夫により、できるだけ課題を補う努力がなされています。

しかしながら、小規模校のままでは解決することが難しい、学校の規模そのものが原因となって起きる前述の小規模校の短所に挙げられているような課題があります。

小規模校の1学年1学級のいわゆる単学級の学年では、クラス替えができず、入学時から卒業時まで同一集団の中で過ごさなければなりません。

児童・生徒が、多様なものの見方や考え方に触れ、豊かな人間関係を築くためには、多くの仲間とのかかわりあいが必要となります。また、学校にはグループ学習や部活動など、一定規模の集団があることにより大きな教育効果が得られる活動もあります。

さらに、教員の配置は、学級数が基準となることから、小規模校では教員数が少なく、様々な個性や専門性を持った多くの教員と出会ったり、指導を受ける機会が限られたりします。また、教員間で教科に関する研究などを行うのに十分な教員数を確保し、学習指導面で充実を図ることが難しくなることも考えられます。

教育委員会では、このような小規模校が抱える課題を解決しつつ、小規模校のよさを維持し、児童・生徒にとってよりよい教育環境にするため、一定規模以上の学級数を確保することが必要と考えます。

4 小・中学校の適正規模について

(1) 望ましい学校規模（適正規模）

小・中学校とも、少なくとも各学年でクラス替えができる規模とします。

小学校：クラス替えができる12学級（各学年2学級）から24学級
（各学年4学級）

中学校：クラス替えができる6学級（各学年2学級）以上は必要。

なお、現時点における教員配置など教育諸条件を考慮し、
9学級（各学年3学級）から18学級（各学年6学級）の規模
が望ましい。

※特別支援学級は、設置基準が異なることから、ここで示す学級数には含めない
ものとします。

(2) 学校規模適正化の対象

望ましい学校規模（適正規模）の考え方にに基づき、小規模校対策において
は、クラス替えができない学年が生じる次の学校を対象とします。

小学校：11学級以下の学校

中学校：5学級以下の学校

(3) 学校規模適正化の方法

小規模校対策における望ましい学校規模（適正規模）を確保するための
具体的な方法として、次の二つにより、進めていきます。ただし、都心部
の小規模校においては、隣接校がいずれも小規模化しており、通学区域を
変更しても適正規模とならないため、統合が一般的な方法と考えます。

学校の統合：隣接する複数の学校を統合し、学校規模適正化を図る
方法

通学区域の変更：隣接する学校が大規模校の場合に、その一部を小規模校
の通学区域に変更し、学校規模適正化を図る方法

(4) 通学距離

通学は、徒歩を基本とし、児童・生徒の発達段階を考慮して、次の距離
を一応の目安とします。

小学校：概ね2キロメートル

中学校：概ね3キロメートル

5 小規模校対策における学校規模適正化の進め方について

教育委員会では、できるだけ多くの仲間とのかかわりを通して、児童・生徒が多様なものの見方や考え方に触れながら、お互いに学び合い、切磋琢磨することで、少しずつ成長していくことができるような環境を整えていくことが重要であり、早急な対応が必要と考えています。

特に、6歳からの義務教育である小学生は、日常生活の中心が学校生活であり、人間関係が固定されてしまうとその影響が大きいと、多くの人とのかかわりが持てるような教育環境を整える必要があると考えます。また、小学校は、学級担任制であることから、担任の影響力が大きく、複数の教員の目で見守れなかったり、多面的な指導ができにくかったりする状況にあります。

中学校については、小規模校対策を考える場合、中学校ブロック内を基本として学校規模適正化を考える小学校とは異なり、隣接する中学校を統合すると6校とか7校の小学校から進学する中学校ができる可能性があり、ブロック内の小学校を変更する中学校の再編につながることも想定されます。また、思春期の中学生は、小学生に比べて統合によるストレスが大きくなる可能性が高いことが考えられるとして、名古屋市学校教育研究協議会は、教育的課題が中学校より大きい小学校を優先的に取り組む必要性があるとしています。

教育委員会では、名古屋市学校教育研究協議会の考え方を踏まえ、教育的課題の大きい小学校を優先して学校規模適正化に取り組みます。中学校については、現段階では対象とせず、小学校の進捗状況や教育環境、社会状況の変化等を勘案して改めて検討するものとしします。

(1) 対象校選定の考え方

小規模校対策の対象校の選定にあたっては、実施計画を策定する時点の学級数及び0歳児から5歳児の幼児人口を使用します。また、大規模な集合住宅の建設や地域開発などによる環境の変化は、児童数の増加の可能性があり、学校規模にも影響を与えます。このため、現在の学校規模のみではなく、将来の児童数の推計データや地域開発の動向など長期的な視点を持ち、小規模校対策が必要な学校を選定します。対象校が将来推計において、クラス替えが可能な一定規模の基準を満たす見込みがある場合には、当面、その推移を見守っていきます。

<選定の基本的な考え方>

現在の学級数を基に、幼児人口による将来的な学級数を加味します。

※「現在の学級数」とは、実施計画の策定時点の学級数を指します。

※「幼児人口」とは、実施計画の策定時点の0歳児から5歳児の人口を指します。

(2) 対象校の優先順位

小規模校対策は、クラス替えができない11学級以下の小学校を対象とします。しかし、対象となるすべての学校を一斉に実施することはできないため、グループ分けを行い、第1グループから段階的に順次取り組みます。

優先する順位としては、「クラス替え」を基準として、現在6学年のすべてが単学級（1学年1学級）の学校で、今後0歳児から5歳児の幼児人口による将来的な学級数を想定しても単学級が継続すると見込まれる学校を最優先に取り組む学校とします。

<グループ>

- 1 現在、6学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校
- 2 現在、6学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内に6学級でなくなる見込みの学校（6学級⇒7～11学級）及び
現在、7学級から11学級の学校で、実施計画期間内に6学級になる見込みの学校（7～11学級⇒6学級）
- 3 現在、7学級から11学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校

(3) 具体的な進め方

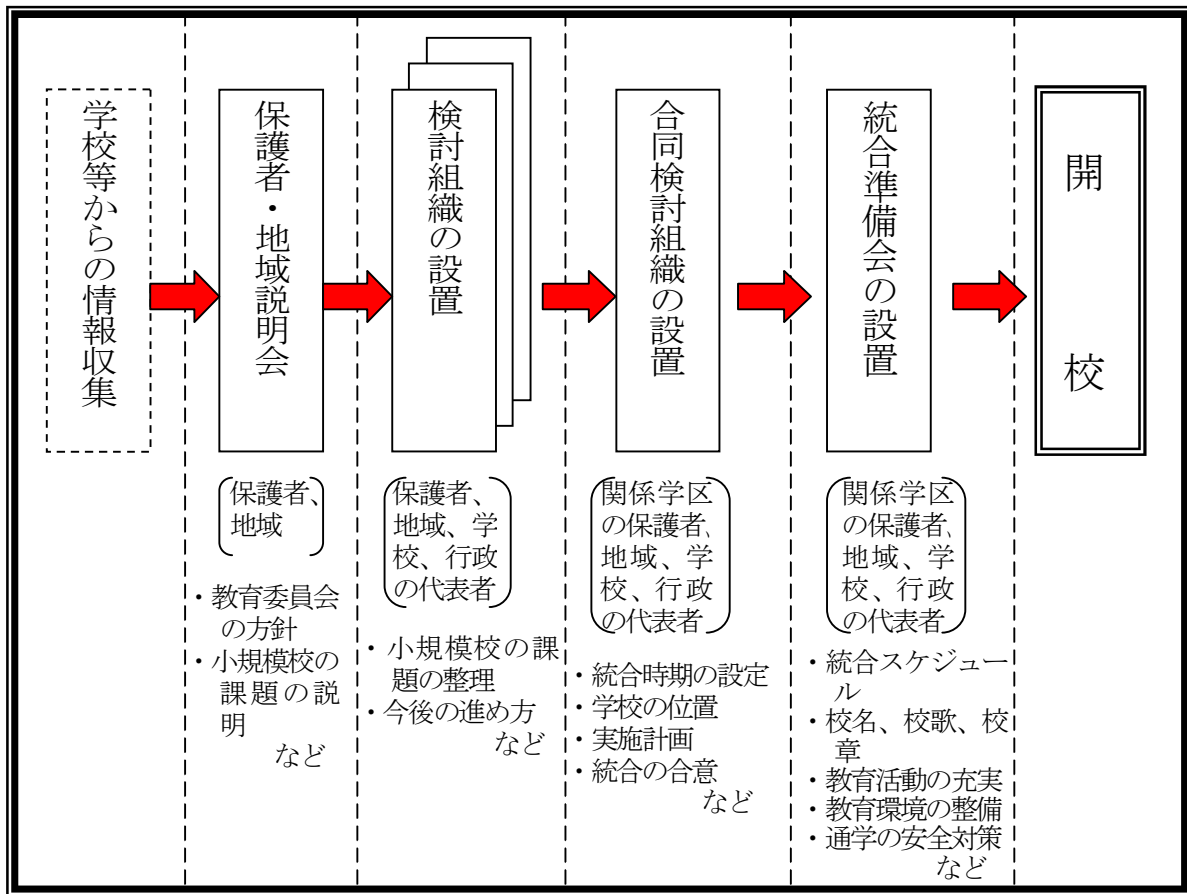
進め方としては、次のような手順で行います。

まず、保護者、地域の方へ教育委員会の方針や小規模校の課題などの理解を深めるために説明会を開催します。

次に、対象の地域ごとに保護者、地域、学校、行政の代表者からなる検討組織を設置し、小規模校の課題の整理や地域の実情に応じた今後の進め方などを協議します。

検討組織において、基本的な事項の了承が得られたところで、関係学区の保護者、地域、学校の代表者からなる合同検討組織を設置し、統合時期の設定や学校の位置、実施計画などを話し合い、統合の合意形成を図ります。協議内容については、全保護者や地域住民に文書で知らせたり、ホームページなどを活用したりして、情報の提供に努め、理解と協力を得ながら進めるようにします。

合同検討組織において、統合の合意が得られたところで、統合準備会を設置し、統合スケジュールや校名、校歌、校章、教育活動の充実、教育環境の整備、通学の安全対策など円滑な開校に向けた話し合いを進めます。



(4) 実施計画の策定

実施計画は、対象校選定の考え方により、平成22年度のデータを基に早急に策定します。その後、0歳児から5歳児の幼児人口が把握できる6年ごとに実施計画を見直します。

統合においては、PTA活動や地域活動が行政区を単位として行われていることから、同じ行政区内とします。さらに、小学校と中学校は、中学校ブロックの中で、教育活動や地域活動において密接なかかわりを持っていることから、中学校ブロック内の小学校の組合せとします。

各学年でクラス替えができる12学級から24学級の学校規模となるような組合せとします。

通学距離が2キロメートルを大幅に超える場合で、隣接する学校が小規模校でない場合は、通学区域の変更での対応を検討します。

組合せを検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎の状況などの諸条件を勘案します。

具体的な取り組み内容として、第1グループは、保護者・地域説明会をし、検討組織を設置から開校までを目指します。第2グループは、保護者・地域説明会を行います。第3グループは、学校等からの情報収集を行います。

6 小規模校対策における学校規模適正化を実施する際の留意点

教育委員会では、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子」を育成するために、「家庭でしつけ」「学校で学び」「地域で育てる」環の確立をし、家庭、学校、地域がともに連携し、協力し合いながら、各種事業に取り組んでいます。学校では、運動会などの学校行事において、学校と地域が一体となって教育活動が展開されるなど、学校は地域の人々に支えられ、地域の学校として存在しています。また、学校は、単に児童・生徒に教育をする施設にとどまらず、創立以来の歴史的経過と地域住民の思いがあり、住民の日常生活圏に最も身近な公共の施設であり、地域コミュニティの拠点として、また、地域のスポーツクラブの活動拠点として重要な役割を担っています。

このようなことから、学校は、地域の人々の生活に、深くかかわりのあるものであるため、保護者や地域の方の十分な理解を得ながら進めてまいります。

そして、統合にあたっては、一方の学校を残し他方の学校を廃止するという考え方ではなく、新しい学校を開設するという考え方にに基づき、それぞれの学校の特色やよさを継承・発展させるようにするとともに、地域の実情などを十分に踏まえ、長期的・全市的な視点に立ち、次の事項に十分配慮したうえで進めていきます。

なお、学校規模適正化には相当な期間を要することが想定されるため、対象校となった場合でも、児童・生徒の教育活動に支障がないよう必要に応じて、学校施設の修繕を行い、教育環境を整えていきます。

(1) 児童への配慮

学校規模適正化を実施するに際して、児童の身体的・精神的な負担を最小限に抑え、学校生活に影響することがないように配慮するとともに、児童を中心に据えた視点を持って取り組みを進めていきます。

例えば、新たな人間関係をスムーズに構築できるように、スクールカウンセラーの派遣をしたり、学校行事などを通じて対象校同士の交流の機会を設けたりして、心のケアや新たな交友関係が円滑に広がっていくように努めていきます。また、教員の配置にあたっては、児童の心理的な面に配慮するとともに、児童や保護者、地域などを理解した教育が継続できるよう統合前の学校の教員をバランスよく配置できるようにします。

(2) 通学の安全

学校規模適正化の実施によって、通学距離が長くなったり、新たな通学路になったりすることが想定されます。登下校時の交通安全や不審者への対応など安心・安全な通学が確保できるよう関係行政機関と連携を図るとともに、学校の安全対策や家庭・地域との協力などにより、通学の安全確保に努めていきます。

(3) 保護者、地域との連携・協力

学校規模適正化を進めるにあたっては、保護者、地域、学校、行政が目的や課題について共通認識を持つように、各種情報の共有化を図り、地域の意見・要望を聞きながら進めていきます。

(4) 統合後の校舎・校地の活用

学校規模適正化による統合時に、新しく開設する学校の校舎については、可能な限り既存校舎を活用し、必要に応じて整備を検討します。これにより、使用しなくなる校舎や校地については、全市的な視点による有効活用などに努めます。

(5) 既に統合を実施した学校

統合校は、児童・生徒、保護者、地域の人々の理解と協力の積み重ねにより設立された経緯があります。再度の統合は、さらなる過大な負担を児童・生徒、保護者、地域の人々にしいることになるため、保護者や地域の人々からの要望がない限り検討しないこととします。